

三次市立神杉小学校「いじめ防止対策委員会」設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、「いじめ防止対策推進法」(平成25年法律第71号として平成25年6月28日公布)に基づき、神杉小学校いじめ防止対策委員会の設置及び運営について、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 学校が、校内にいじめの防止等に係る委員会を設置し、児童・保護者に対して、いじめ防止等について組織的・積極的・継続的に対応する姿勢を計画に示すとともに、いじめ防止等に対する学校の徹底した取組を通して、未然防止及び再発防止等に取り組むことを目的とする。

(組織)

第3条 「いじめ防止対策委員会」の委員は、不祥事防止委員会の構成員が兼任することとする。その他必要に応じて、校長が定める教職員をもって構成する。

(取組内容)

第4条 「いじめ防止対策委員会」は、次の役割を担う。

(1) いじめの未然防止の体制整備及び取組

① いじめの未然防止のための組織づくり

② 道徳教育等の充実

③ 早期発見のための措置

・児童対象「いじめに関するアンケート」の実施(学期に1回程度)

・保護者対象「いじめに関するアンケート」の実施(学期に1回程度)

④ 相談体制の確立

・教育相談の実施(学期に1回)

・スクールカウンセラー等に依頼しての面談

⑤ インターネット等によるいじめに対する対策の推進

・児童、保護者向け「インターネット等の正しい使い方」についての周知、研修会等の実施

(2) いじめの状況把握及び分析

(3) いじめを受けた児童に対する相談及び支援

(4) いじめを受けた児童の保護者に対する相談及び支援

(5) いじめを行った児童に対する指導

(6) いじめを行った児童の保護者に対する助言

(7) 専門的な知識を有する者等との連携

(8) その他、いじめの防止に係ること

(9) それぞれの取組の具体については、別途定める。

(会議・運営)

第5条 「いじめ防止対策委員会」は、校長が招集し、原則月1回開催する。ただし、状況に応じて即時開催するものとする。

第6条 この「いじめ防止対策委員会設置要綱」に定めるもののほか、委員会の取組、運営等必要な事項は、校長が定める。

付則 この要綱は、平成25年9月27日より施行する。

一部改正 平成26年4月1日